

令和8年 8月18日

吉川市発注の競争入札における設計違算に関する取扱い

吉川市発注の競争入札における透明性及び公正性を確保するため、設計違算が判明した場合の取扱いは、原則として以下のとおりとする。

(定義)

第1条 この取扱いにおいて「設計違算」とは、設計図書における単価の適用誤り、数量の誤り、費用の計上漏れ、文言の記述誤り等による設計金額の誤りをいう。

2 この取扱いにおいて「設計違算が軽微な場合」とは、次に該当するものをいう。

(1) 設計違算による当初設計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）との差額が、当初設計金額の5%以内かつ100万円未満であるもの

(適用対象)

第2条 この取扱いは、競争入札による発注の工事を適用対象とする。

(公告後から開札前までの間に判明した場合)

第3条 設計違算が判明したときは、速やかに内容を精査し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める対応を行う。

(1) 次のいずれにも該当する場合は、入札の手続を続行するものとする。ただし、入札の手続を続行する場合については、必要に応じて入札日等を調整するものとする。

ア 設計違算が軽微な場合

イ 設計違算の契約上の取扱いを入札参加者に通知することにより、入札の透明性及び公正性が確保できると認められる場合

ウ 総務部長が適当と認める場合

(2) 前号に掲げる条件を満たさない場合は、入札の手続を中止するものとする。

(開札後から契約締結までの間に判明した場合)

第4条 開札後から契約締結までの間に設計違算があったことが判明したときは、当該入札手続を中止するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、入札の手続を続行するものとする。

(1) 設計違算が軽微な場合

(2) 落札候補者に変更が生じない場合

(3) 変更契約で対応するなどの是正の対応が可能と見込まれる場合

(4) 総務部長が適当と認める場合

(契約締結後に判明した場合)

第5条 契約締結後に設計違算があったことが判明したときは、設計担当部局長は、契約の相手方と協議し、契約を解除するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、設計違算の契約上の取扱いを契約の相手方に通知し、変更契約を締結するものとする。この場合において、変更契約による是正の対応が困難と見込まれるときは、この限りでない。

(1) 契約の解除が及ぼす影響、契約の履行状況等を考慮すると契約を解除し難い場合

(2) 設計違算が軽微な場合で、かつ、落札者の決定に変更が生じない場合

(3) 総務部長が適当と認める場合

2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を及ぼしたときは、市長は、その損害を賠償するものとする。

(事務手続)

第6条 第3条第1号又は第4条ただし書の規定により、入札の手続を続行する場合の事務手続は、次のとおりとする。

(1) 設計担当部局長は、設計図書等を修正の上、入札手続続行依頼書（様式第1号）に当該設計図書等及び正誤資料を添えて総務部長に提出するものとする。

(2) 総務部長が前号の依頼を適当と認めたときは、財政課長は、公開されている設計図書等を修正することができ、その際には速やかに入札参加者へ周知するものとする。

2 第3条第2号又は第4条本文の規定により、入札の手続を中止する場合の事務手続は、次のとおりとする。

(1) 設計担当部局長は、入札手続中止依頼書（様式第2号）に当該設計図書等及び正誤資料を添えて総務部長に提出するものとする。

(2) 総務部長が前号の依頼を適当と認めたときは、財政課長は、速やかに入札手続の中止について入札参加者へ周知するものとする。

3 前2項の規定による手続を行ったとき、又は第5条第1項の規定により契約を解除し、若しくは変更契約を締結したときは、設計担当部局長は、直ちに設計違算に係る原因及び対策報告書（様式第3号）を作成し、総務部長に提出しなければならない。

(設計違算の公表)

第7条 第6条第2項の規定により入札の手続を中止したとき、又は第5条第1項の規定

により契約を解除したときは、市ホームページ等により公表するものとする。

(予定価格等に誤りがあつた場合の取扱い)

第8条 予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準価格、失格基準価格等の設定の誤りについても、設計違算が判明した場合と同様の取扱いとする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

総務部長 様

〇〇部局長

入札手続続行依頼書

次の工事の入札について、設計違算が確認されましたので、吉川市発注の競争入札における設計違算に関する取扱い第6条第1項の規定により、入札手続を続行してくださいますよう依頼します。

- 1 工事名
- 2 入札予定日
- 3 設計違算等の内容
- 4 設計金額の変更額（概算）

（担当）

所属名

担当者

連絡先

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

総務部長 様

〇〇部局長

入札手続中止依頼書

次の工事の入札について、設計違算が確認されましたので、吉川市発注の競争入札における設計違算に関する取扱い第6条第2項の規定により、入札手続を中止してくださいますよう依頼します。

- 1 工事名
- 2 入札予定日
- 3 設計違算の内容
- 4 設計金額の変更額（概算）

（担当）

所属名

担当者

連絡先

年 月 日

総務部長 様

〇〇部局長

設計違算に係る原因及び対策報告書

設計違算が判明した次の工事について原因等を調査したところ、以下のとおりでしたので、吉川市発注の競争入札における設計違算に関する取扱い第6条第3項の規定に基づき、今後の対策も併せて報告いたします。

- 1 工事名
- 2 当初入札予定日
- 3 設計違算の判明までの経緯
- 4 設計違算が生じた原因
- 5 設計違算防止のための対策

(担当)

所属名

担当者

連絡先